

北海道営住宅自家用電気工作物保安管理業務実施要領

指定管理者が道営住宅に設置されている受変電施設の保安管理を行う場合の業務実施要領をここに定める。

1 対象設備について

別紙「道営住宅一覧」に掲げる電気工作物及びそれに付随する機器類とする。

2 業務内容について

- (1) 指定管理者は、電気工作物の安全かつ良好な状態に保つための保安管理業務を行う。
- (2) 本業務の履行にあたっては、「電気事業法」「建築基準法」「消防法」その他関係法令を遵守するものとする。
その他この要領に記載のない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（最新版）」によるものとする。
- (3) 指定管理者は、「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」（経済産業省 平成 17・03・22 現院第 1 号）1.（2）「みなし設置者」として、電気事業法における権限、義務、責任を負う。
なお、設置者（総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。））との業務区分については、別紙「保安に関する業務区分表」による。
- (4) 点検は「保安規程」に定めるところにより適正に行い、必要に応じ保守その他の措置を講じるものとする。詳細は別紙 1 による。
- (5) 指定管理者は道の策定した「保安規程」について、必要がある場合は内容を変更し道の確認を得たのちに所管官庁等に提出する。
- (6) 月次点検：主として運転中の施設の点検及び測定試験を別紙「道営住宅一覧」で指定する月毎に行うものとする。
年次点検：主として施設の運転を停止して点検及び試験を年 1 回行うものとする。
臨時点検：異常の発生又は発生する恐れのある場合は、必要に応じて、その原因調査のため特別な点検などを行うものとする。
- (7) 点検結果において異常が認められた場合で、経常修繕の範囲を超える対応が必要な場合は、速やかに点検結果について総合振興局長等に報告を行うこと。
- (8) 当該施設の電気工作物について、維持管理上必要な単線結線図等の書類を作成し、現地に保管すること。
- (9) 電気工作物について、改築・改修等の工事が発生した場合、道の要請により必要な点検、試験を行うこと。
- (10) 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する職員に対して、保安の徹底を図るための保安教育ならびに電気事故等の応急措置について必要に応じて実施指導訓練を行うものとする。
- (11) 電気事業法第 107 条に規定する所管官庁等の立入検査の立会いを行うこと。
- (12) 事故等により施設の修理が発生した場合は、すみやかに総合振興局長等に連絡し指示を受けること。

3 保安管理業務委託について

- (1) 指定管理者は、自家用工作物の保安管理業務について、保安上支障がないものとして経済産業大臣の承認を受けたものに委託することができる。
- (2) 指定管理者は保安管理業務を委託した場合は、速やかに保安管理業務外部委託申請書ならびに保安規程届出書を作成し、所管官庁等へ申請を行うこと。
- (3) 指定管理者が保安管理業務を委託する場合の保安に関する体制は、別紙「保安業務に係る配置（組織図）」を基本とする。
- (4) 指定管理者と受託者は、常時連絡がとれる体制を確保すること。
- (5) 受託者は電気事故等緊急の際、連絡を受けてから 1 時間以内に現地へ到着できる連絡体制及び出動体制を、24 時間確保すること。

附 則

この要領は、平成 22 年 7 月 27 日から適用する。

この要領は、平成 29 年 1 月 28 日から適用する。

○自家用電気工作物の設備容量及び点検周期一覧

(1) 札幌市道営住宅一覧

施設の名称	設備容量	受電電圧	非常用予備 発電装置	月次点検	年次点検	臨時点検
光星第二団地	125kVA	6.6kV	なし	月1回	年1回	必要の都度
光星第三団地	130kVA	6.6kV	なし	月1回	年1回	必要の都度

(2) 釧路市道営住宅一覧

施設の名称	設備容量	受電電圧	非常用予備 発電装置	月次点検	年次点検	臨時点検
ことぶき団地	80kVA	6.6kV	なし	2ヶ月1回	年1回	必要の都度
であえーる幸団地	なし(低圧受電)		あり	2ヶ月1回	年2回	必要の都度

○保安に関する業務区分表

	業務区分	関係条文
指定管理者 (みなし設置者)	<ul style="list-style-type: none"> ・技術基準に適合するよう維持する業務 (保守点検、災害・事故の応急措置及び道の指示による復旧、 経常修繕) ・保安規程の届出(保安規定(案)の策定を含む) ・電気主任技術者の選任及び外部委託関係 ・報告徴収の対応 ・立入検査の対応 ・事故報告 	法第39条 法第42条 法第43条・規則第53条 法第106条 法第107条 報告規則第3条
総合振興局長等 (設置者)	<ul style="list-style-type: none"> ・技術基準に適合するよう維持する業務 (計画修繕、災害・事故復旧) ・保安規程の策定(案)の確認 ・工事計画届出、使用前安全管理検査対応 ・報告徴収の対応(必要に応じて) ・立入検査対応(必要に応じて) ・事故報告 ・上記のほかここに記載されていない電気工作物に係る業務 	法第39条 法第42条 法第48条、49条 法第106条 法第107条 報告規則第3条

※法は、「電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)」をいう。

規則は、「電気事業法施行規則(平成7年10月18日通算産業省令第77号)」をいう。

報告規則は、「電気関係報告規則(昭和40年6月15日通算産業省令第54号)」をいう。

○保安業務に係る配置(組織図)

